

小田原市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める

条例施行規則の一部改正の概要

1 改正の背景

喫緊の課題となっている待機児童の解消に向けて、家庭的保育事業等の連携施設の要件緩和などの措置により、事業者による積極的な事業開設を促すため、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第61号）が改正されました。

今回の改正条項（省令第6条〔保育所等との連携〕、第16条〔食事の提供の特例〕、附則第2条〔食事の提供の経過措置〕）については国の基準に従って定める事項にあたるため、今回の改正内同省令で定める基準に倣い改正しようとするものです。

2 改正の内容

（1）代替保育に係る連携施設の確保義務の緩和

家庭的保育事業者等は、代替保育（職員の病気、休暇等により保育を提供することができない場合に、家庭的保育事業者等に代わって提供する保育をいう。以下同じ。）を提供する保育所、幼稚園又は認定こども園（以下「保育所等」という。）を確保しなければならないとされています。

しかし、代替保育を提供する保育所等の確保が著しく困難であると認められる場合には、次のとおり、保育所等に代えて、代替保育を提供する小規模保育事業A型事業者等を確保することで足りることとします。

① 満たすべき要件

ア 家庭的保育事業者等と代替保育を提供する者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確にされていること。

イ 代替保育を提供する者の本来の業務に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

② 確保すべき代替保育を提供する者

ア 家庭的保育事業者等がその事業を行う場所以外の場所において、代替保育を提供する場合

小規模保育事業A型、小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者

イ 家庭的保育事業者等がその事業を行う場所において、代替保育を提供する場合
アに掲げる者と同等の能力を有すると市が認める者

（2）家庭的保育者の居宅で保育が行われている家庭的保育事業に対する自園調理に関する規定の適用猶予期間の延長

平成27年4月1日以後に家庭的保育事業の許可を受けた施設等については、自園調理による食事の提供を行うため必要な体制を確保するという努力義務を課しつつ、自園調理に関する規定の適用を平成37年（2025年）3月31日までの間猶予します。

(3) 家庭的保育者の居宅で保育が行われている家庭的保育事業に対する食事の提供の特例に係る外部搬入施設の拡大

家庭的保育事業者について、保育所等から調理業務を受託しており、当該家庭的保育事業者による給食の趣旨を十分に認識し、衛生面、栄養面等、調理業務を適切に遂行できる能力を有するとともに、乳幼児の年齢及び発達の段階並びに健康状況に応じた食事の提供や、アレルギー、アトピー等への配慮等に適切に応じることができるものとして、市が適当と認める事業者からの食事の外部搬入を可能とします。

3 施行予定日

平成30年10月下旬